

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年十二月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年十月八日奈良県指令建第九六一九七号

平成二十七年十一月十二日奈良県指令建第九六一九七一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年十一月二十六日建第八五九〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

五條市居傳町四六五番三五及び四六五番三六の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市田園一丁目八番地の一

田中郁子